

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月から事務職として就労していた。

平成〇年〇月〇日、被災者は業務終了後に催された送別会（以下「本件送別会」という。）を終え帰宅していたところ、自宅最寄り駅であるC線「D駅」を乗り過ぎて同線「E駅」まで行ってしまった。そこで、「D駅」へ戻ろうと「E駅」のプラットホームを歩いていたところ、線路に転落し電車に轢かれ負傷し、病院へ搬送されたが、同月〇日午前〇時〇分死亡が確認された（以下「本件事故」という。）。

請求人は、本件送別会は被災者が幹事となって設定したもので、被災者の上司も出席したほか、出席者はすべて会社の従業員であることから業務と密接な関係があり、本件送別会会場からの帰宅は、「就業に関し」、すなわち業務を終えたことにより行われた通勤行為であるとして、監督署長に遺族給付及び葬祭給付を請求したところ、監督署長は、本件送別会に出席する行為が、業務及び厚生労働省令で定める「日常生活上必要な行為」とは認められず、逸脱・中断後の災害のため、被災者の死亡は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件送別会は、事業主の報告書によると、被災者が退職することになったFの意を汲んで開催されたものであることが認められ、その参加者の所属と参加人数、退職者を囲んでの送別と懇親という企画内容、会費制という費用負担の状況等からみて、業務と関連があると判断することは困難であり、また、本件送別会は3時間余りに及んでいることから、通勤において逸脱又は中断とはみなされない「日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行うための最小限度のもの」に該当するとも判断できない。

この点、請求人らは、送別会の開催に当たって、会社がパソコンの社内専用メールを使用することを認めていることなどから、送別会は社内行事である旨主張しているが、会社がパソコンの社内専用メールを使用することなどを認めているのは、会社側の職員に対する便宜供与にすぎないとみるのが相当であり、そのことによって本件送別会が業務性を帯びることにはならない。

したがって、被災者の本件送別会後の帰宅は、もはや終業後の通勤とは関係がないものであったと言わざるを得ない。

(2) なお、請求人らは、上記意見書において、大河原労働基準監督署長事件（平成9年2月25日仙台地方裁判所判決）と同じ事情である旨主張するが、判決

における認定事実によると、同事件の場合は、①管理者会への参加が勤務評価の対象とされていたこと、②参加する場合には勤務免除とされていたこと、③業務に関する話合いがなされていたことなどの事情から、当該会合自体が業務であると判断されたものであり、さらに、業務後に行われた懇親会自体も少量のアルコールが出されたものの約55分間にすぎないことから、懇親会前の業務と懇親会終了後の帰宅行為との間の関連性は失われていないと判断されたものであり、本件とは、事実関係が大きく異なるものであって、請求人らの主張は認められない。

(3) 以上のことから、本件送別会後の帰宅途上の被災者の死亡は通勤によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族給付及び葬祭給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。